

自由金利型定期預金規定（大口預金） 新旧対比表

改定後（新）	改定前（旧）
<p>(I) 非自動継続型</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) <u>この預金を共通規定（各種定期預金）第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の②の利率により計算した利息額との差額を精算します。</u></p> <p>以下略</p>	<p>(I) 非自動継続型</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) <u>当金庫がやむを得ないと認めて満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の②の利率により計算した利息額との差額を精算します。</u></p> <p>以下略</p>
<p>(II) 自動継続型</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>この預金を共通規定（各種定期預金）第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の②の利率により計算した利息額との差額を精算します。</u></p> <p>以下略</p>	<p>(II) 自動継続型</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>当金庫がやむを得ないと認めて満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の②の利率により計算した利息額との差額を精算します。</u></p> <p>以下略</p>